

札幌市保養センター駒岡指定管理者募集要項等に関する質問と回答

掲載日：令和6年8月29日（木曜日）

番号	質 問	回 答
1	指定管理者が変更になった場合、引継ぎ期間は約何日間程度を想定しているのでしょうか。	【募集要項 11-(3)】 新たな指定管理者が決定してから現在の指定期間の満了の日（令和7年3月31日）までに業務引継ぎを行うこととしております。 新たな指定管理者の指定は、令和6年11月下旬頃に招集予定の令和6年第4回札幌市市議会定例会の議決を経て行いますので、令和6年12月頃から令和7年3月末までを想定しています。
2	修繕や工事などにて休館せざるを得ない状況になった場合、協議によって休業補償などの補填は行われるのでしょうか。	【募集要項 8-(5)】 「施設の損壊等による修繕、事業の中断」は、指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等は指定管理者の負担、指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う事業の中断等は協議事項となっております。
3	基準管理費が令和7年度以降、段階的に減額になる理由について、基準管理費の積算の内訳を示していただきたい。	【募集要項 8-(1)】 別紙をご参照ください。 なお、別紙は基準管理費の算出における内容であり、この内訳どおりの支出を求めるものではありません。

4	令和 7 年度以降、条例で定める各種利用料の改定予定があるとされているが、改定の際、募集要項にある基準管理費の減額等見直しはあるのか。また、ある場合はその金額規模をご教示ください。	【募集要項 7-(1)】 条例に定める額について改定する可能性はありますが、改定の有無・改定時期・改定額は未定です。そのため、金額規模についてお示しすることはできません。 改定があった場合は、募集要項に示す基準管理費は現在の条例に定める額に基づき利用料金収入を見込んでいるため、改定後の利用料により再算定するなどして見直すことが想定されます。
5	駒岡清掃工場からの電力供給を終了するが、これに伴い保養センター駒岡に設置している受電設備に対しての電気主任技術者(第 1 種電気工事士)の配置は必要なくなるのでしょうか。	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 43 条第 1 項において、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない」と規定されておりますので、駒岡清掃工場からの電力供給終了後も主任技術者の選任(配置)が必要です。 また、同法第 44 条においては、主任技術者免状の種類について、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ダム水路主任技術者免状、第二種ダム水路主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状、第二種ボイラー・タービン主任技術者免状と示されています。 なお、保養センター駒岡は高圧で受電する設備である自家用電気工作物に該当しますので、電気事業法第 43 条第 2 項のとおり、同条第 1 項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができます。

6	各種利用料の改定において、宿泊料金等の設定を年齢区分以外にも設定する想定はありますでしょうか。（例えば、4 人部屋に対しての 1～3 人宿泊の増額料金設定など）	【募集要項 7-(1)】 利用料の見直しは、受益者負担の適正化の観点から実施するものであり、条例で定める額について改定となる可能性があります、新たに利用料の区分を設定する想定はございません。
---	---	---